

相山女学園電子情報セキュリティ委員会規程

平成 1 8 年 規 程 第 8 号

平成 1 8 年 6 月 3 0 日 制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、相山女学園電子情報セキュリティ規程（平成 1 9 年規程第 1 8 号）第 4 条第 2 項に基づき、電子情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 高等学校・中学校長
- (4) 小学校長
- (5) 幼稚園長
- (6) 事務局長
- (7) 総合クリエイティブセンター総長
- (8) オープンカレッジセンター長
- (9) 学園情報センター長
- (10) 相山人間学研究センター長
- (11) 食育推進センター長
- (12) 学長補佐

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行することができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 電子情報セキュリティの基本方針に関すること。
- (2) 電子情報セキュリティポリシーの策定及び改訂に関すること。
- (3) 電子情報セキュリティに係る学園規程等の遵守の励行及び違反に対する措置に関すること。
- (4) 電子情報セキュリティに係る連絡及び調整に関すること。
- (5) その他電子情報セキュリティに係る重要事項に関すること。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が特に必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(電子情報セキュリティ専門委員会)

第 7 条 委員会に、必要に応じて電子情報セキュリティ専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、情報支援課が処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規程第 1 9 号）

この規程は、平成 1 9 年 4 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年規程第 2 7 号）

この規程は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。